

第2 仮使用の承認

法第11条第5項ただし書きの規定により製造所、貯蔵所又は取扱所の一部を使用する場合の承認の基準は、次のとおりとする。

なお、一の施設で複数の変更許可で行う場合の仮使用については、許可・完成検査毎に仮使用範囲が変わるため、その都度承認が必要になるので注意すること。

1 仮使用の承認対象

- (1) 製造所等の仮使用承認対象は、変更許可工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分とする。
- (2) タンク内に危険物が貯蔵されているときは危険物施設を使用していることとなるので、変更許可の際に仮使用の承認が必要となる。

2 承認条件

仮使用を承認する場合は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる安全対策が講じられていること。

ただし、火災予防上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

(2) 安全管理組織

ア 施設側事業所及び、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

イ 工事関係者と危険物施設関係者の工事の開始・終了の連絡、工事の内容、進行状況、危険物の取扱い状況等の事前協議事項が明確にされていること。

ウ 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止、又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。

エ 災害発生時、又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

(3) 工事中の安全対策

ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分とは、工事内容に応じた適切な防火区画等（不燃区画以上であること。）が設けられていること。

ただし、工事内容等から判断して防火区画を設けなくても火災予防上支障がないと認められる場合には、柵又は防炎シート等により区画することで防火区画に代えることができる。

イ 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、火花や落下物による事故防止のための水平防火区画を設けること。

ウ 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性の

ガスの除去，及び工事部分以外の部分と導通している配管，ダクト又は排水溝等の仕切板等による遮断の措置が講じられていること。

エ 工事部分は，工事に必要な十分な広さが保有されていること。

なお，給油取扱所の仮使用部分については，給油業務に支障とならない広さの空地（原則：間口10m×奥行6m）が確保されていること。

(4) 火気管理

ア 火気（裸火，溶接・熔断火花，衝撃火花，摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し，又は発生するおそれのある工事は，やむを得ない場合に限り必要最小限度で行うこと。

イ 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

ウ 火気使用場所直近には，第5種の消火設備（10型）を2本以上設置すること。

エ 溶接の際の火花等が周囲の可燃物に着火しないよう必要な保護措置を講じる。

(5) 照明及び換気

工事に用いる照明器具は，火災予防上支障のないもの（防爆構造）を用いるとともに，換気が十分行われること。

(6) 仮施設・設備等の安全管理

工事に伴い，仮設の塀，足場，昇降設備，電気設備等を設置する場合は，危険物施設に危害を及ぼさないよう安全対策が講じられていること。

(7) 防火塀，排水溝，油分離装置，通気管等を撤去し又は機能を阻害する場合には，これに代わる仮設設備を設けること。

3 承認申請の時期等

(1) 仮使用承認申請は，変更許可申請と同時に受け付けることができる。

(2) 仮使用の承認を受けた製造所等について，完成検査済証が交付される前に別の変更許可申請を行った場合については，再度仮使用承認申請を要すること。

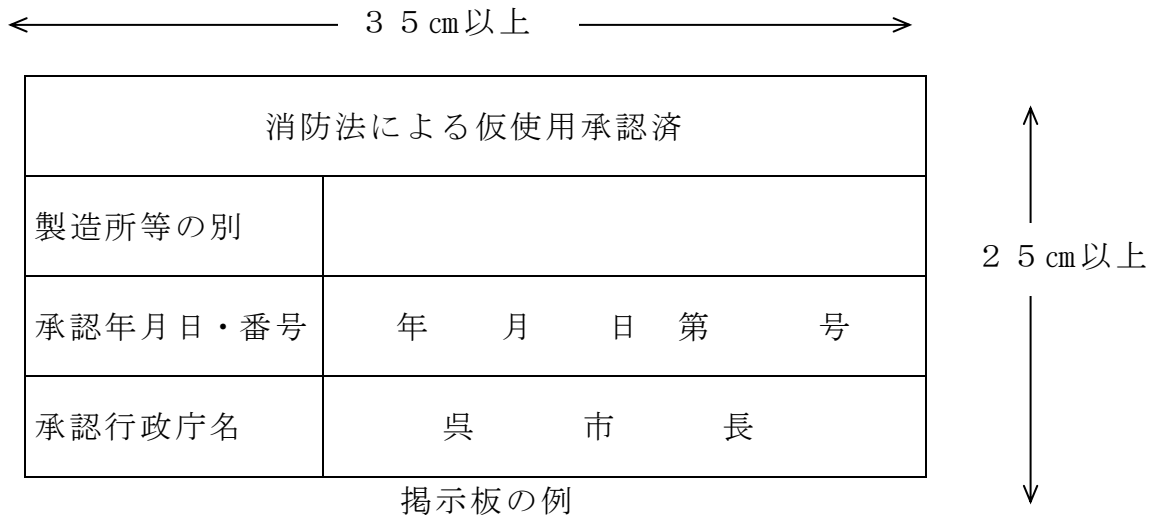
ただし，仮使用の範囲に変更が生じないものについては，この限りでない。

(3) 休業期間中に工事が開始され，終了する場合でも，完成検査済証交付前に工事部分以外を使用する場合は仮使用承認申請を要すること。

(4) 仮使用の承認の効力の終期は，当該変更に係る製造所等について完成検査済証が交付された日であること。

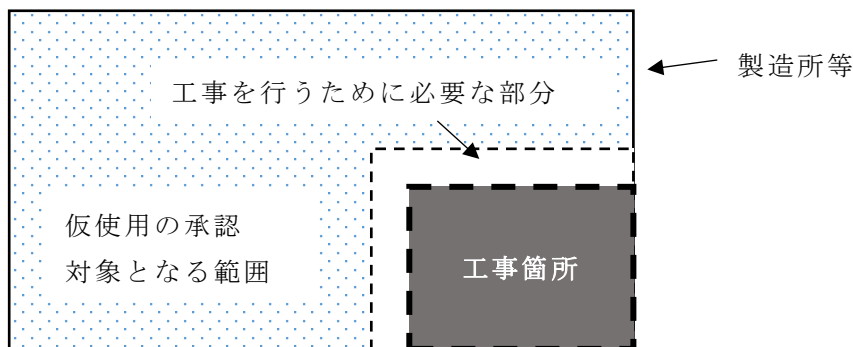
4 掲示板等

仮使用の承認を受け仮使用を開始する場合には、当該仮使用する場所の見やすい箇所に仮使用承認を受けている旨の掲示板等を次の例により掲出すること。



5 仮使用の承認対象となる範囲

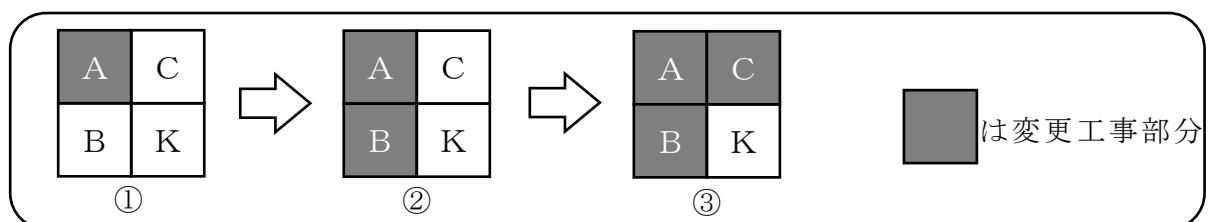
(1) 一の変更許可で、当該変更工事が一箇所の場合



(2) 一の変更許可で、当該変更工事を2以上の部分に分割し実施する場合

次図の斜線で示す部分の変更工事が、A、B及びCと段階的に行われることが計画上明確となっている場合は、1件の仮使用承認として扱うものとする。

なお、この場合の仮使用範囲は段階的に縮小していくものであり、仮使用範囲は拡大せず、かつ、工事部分は完成検査までは使用できない。また、変更工事が最終的に施設全体に及ぶ場合でも、仮使用ができる。



※上記の例示の場合、変更工事の進行に伴う仮使用部分は次のようになる。

- ① 変更工事部分がAの時は、B、C及びKの部分となる。
- ② 変更工事部分がAからBに進行したときは、C及びKの部分となる。
- ③ Bの工事に引き続き、変更工事部分がCとなる場合における仮使用部分は、Kの部分となる。

(3) 複数の変更工事を複数の変更許可で行う場合

ア 複数の変更工事について

一の製造所等における複数の変更工事については、変更工事ごとに変更許可をすることができる。この場合、一の変更工事とするか複数の変更工事とするかは、設備機器の配置や関連性から判断し、複数の変更許可として申請する場合、個々の変更工事について関連を判断するため、工事計画書等により確認すること。

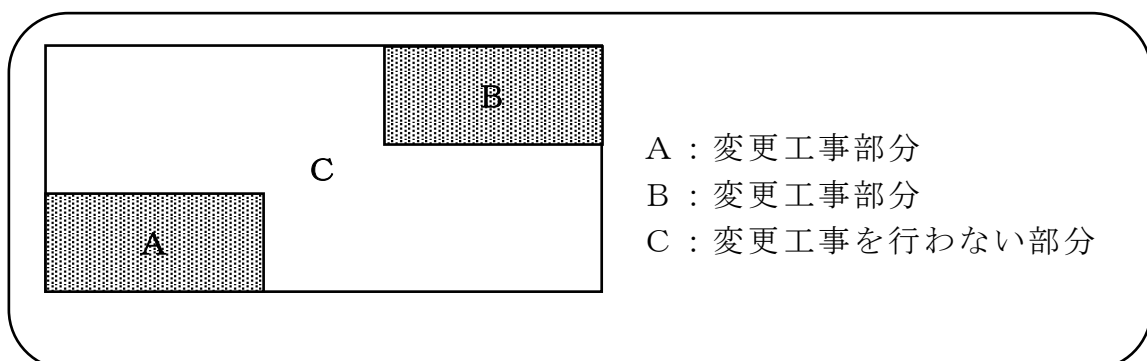
イ 仮使用について

一の製造所等における複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等、安全を確認した上で承認する必要がある。

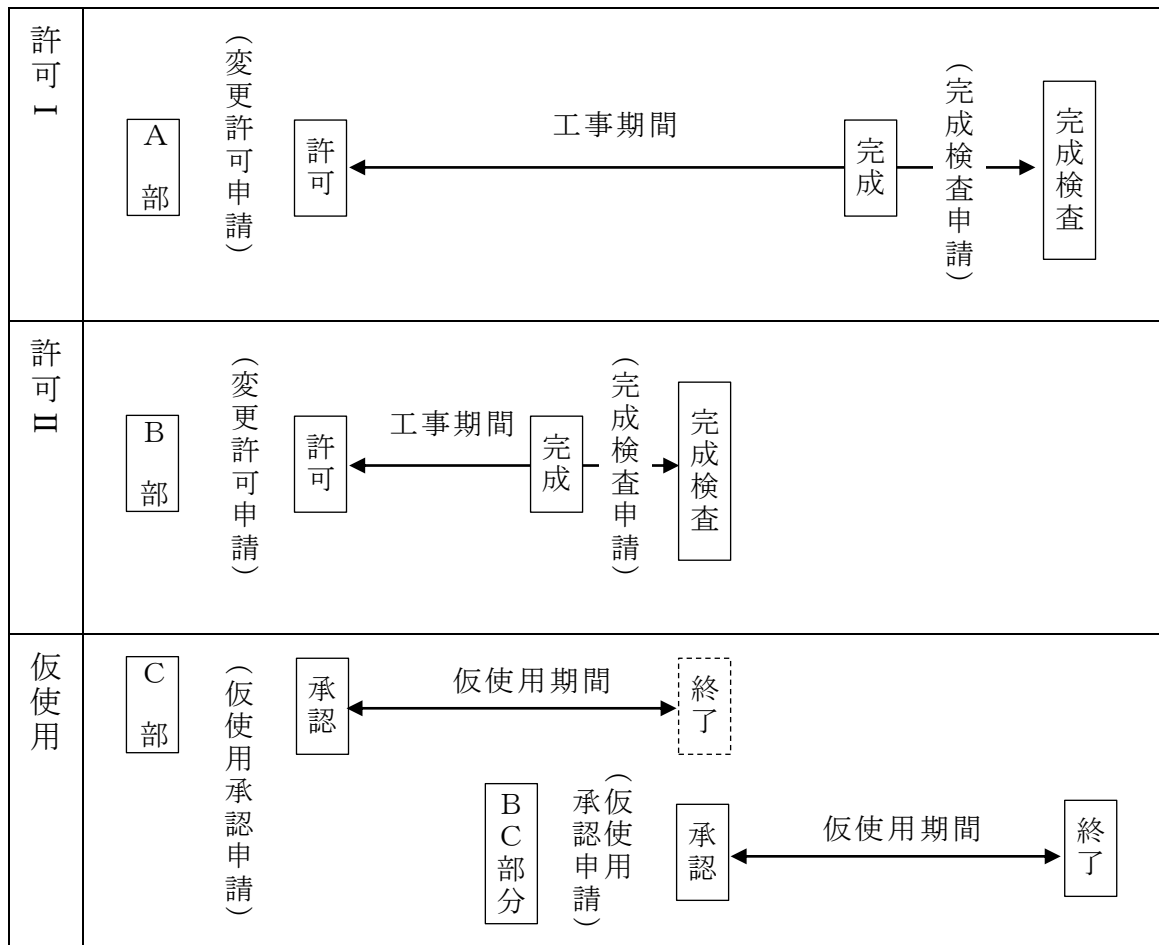
なお、複数の変更許可申請のうち、最も早く完成が予定されている変更許可申請を代表として仮使用承認申請をするよう指導する。また、一の仮使用承認申請により、当該製造所等の変更工事を実施していないすべての部分（完成検査が終了した部分及び変更許可申請による変更工事未着手部分を含む。）の仮使用を承認することができる。

ウ 一の製造所等において複数の変更工事が行われる場合の仮使用承認の例

工事期間が重複する複数の変更工事の場合（一の変更工事終了後、その部分についても仮使用を行う場合）



複数の変更工事を工事期間に重複して実施する場合、一の変更工事の完成検査後であれば、改めて仮使用承認申請を行うことにより、当該完成部分を含めた部分について仮使用承認をすることができる。



- ① A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用を承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

なお、最初の仮使用の承認の際には、仮使用承認申請書の「変更許可年月日及び許可番号」の欄には、許可Ⅰ及び許可Ⅱについて明記されていること。

- ② B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施する。
 ③ B部分及びC部分の仮使用を承認する。

なお、B部分について新たに仮使用承認をする場合には、新たにB部分及びC部分の仮使用承認が必要である。また、仮使用承認申請書「変更許可年月日及び許可番号」の欄には、許可Ⅰについて明記されていること。